

資料4

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
< 1 > はじめに (答申：1ページ～)			※部落差別は長きにわたって残る深刻な問題である。部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に取り組む必要がある。	/
< 2 > 今日の部落問題 (答申：2ページ～)			※部落差別は、過去のもものが残存しているという側面だけでなく、現代社会特有の経済的社会的格差や社会的排除といった問題と強く絡み合いつつ、新たな装いをまとって存在している。	/

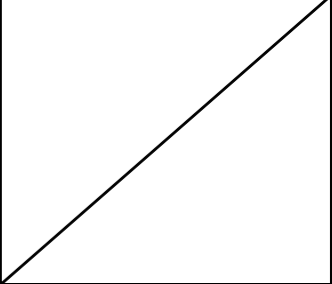
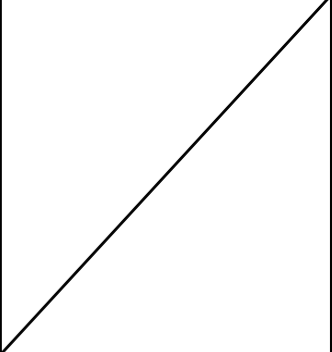
章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 3 > 基本方針策定にあたっての基本認識 (答申：4ページ～)</p>	<p>(1) 部落差別の解消の推進に関する法律の施行</p>	<p>※2016年12月に部落差別解消推進法が制定された。恒久法となっており、当審議会に対し「部落差別の解消に関する施策の方向性について」諮問があった。</p>	<p>審議会からの「八尾市部落差別解消推進基本方針」答申を重く受け止め、部落差別の解消に努める。</p>	/
	<p>(2) 国及び八尾市における部落差別解消にむけた取り組みの歩み</p>	<p>1. 八尾市における部落解放の取り組みの始まりについて</p>	<p>※1922年12月に大阪府中河内郡西郡水平社が創立、全国的にも早くに始まる。</p>	/
		<p>2. 日本国憲法の制定と国策樹立を求める取り組みについて</p>	<p>※部落問題解決の国策樹立を求める国民運動が急速に拡大した。</p>	/
		<p>3. 同和対策審議会答申と同和対策事業特別措置法の制定について</p>	<p>※同対審答申を受けて、1969年に「同和対策事業特別措置法」が制定され同和行政が開始された。</p>	/
		<p>4. 八尾市における同和行政の展開について</p>	<p>※1961年八尾市同和地区改善協議会に設置され、1967年には八尾市同和対策審議会に改組、1977年には「八尾市同和対策協議会」に改組された。</p>	/
		<p>5. 33年間続いた同和対策事業に関わる法律について</p>	<p>※1969年「同和対策事業特別措置法」から33年間続いた「同和対策事業（地域改善対策事業）」に関する法律に幕が閉じ、同和対策事業(地域改善対策事業)は終了した。</p>	/

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 3 > 基本方針策定にあたっての基本認識 (答申：4ページ～)</p>	<p>(2) 国及び八尾市における部落差別解消にむけた取り組みの歩み</p>	<p>6. 「地対協」意見具申について</p>	<p>※1996年国の「地域改善対策協議会」が、「地対財特法」を5年延長し、特別対策事業を終了することを打ち出した。</p>	
		<p>7. 人権擁護推進審議会答申と新法制定について</p>	<p>※1996年人権擁護施策推進法が制定され、人権擁護推進審議会が設置された。1999年に第1号答申（教育・啓発答申）をまとめ、具体化するものとして「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。 2001年に第2号答申（差別に対する規制・救済答申）が出され「人権擁護法案」が上程されたが廃案となった。 その後、14年9か月を経て2016年12月に「部落差別解消推進法」が成立した。</p>	
		<p>8. 八尾市の動向について</p>	<p>※2002年、「地対財特法」期限切れ前に八尾市同和対策協議会より「平成14年以後の同和行政のあり方について」意見具申が出された。 今なお、同和問題が解決されたとはいえない状況の認識と「人権教育・啓発」「人権相談」「教育」「生活福祉」「労働」「住宅・住環境」の今後の施策の推進方向が示され、2001年3月「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、同条例に基づき10月に「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」が設置された。 こうした経過を踏まえ、部落差別解消推進法の制定を反映しつつ、諮問に対する答申として策定し提言するものである。</p>	

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 3 > 基本方針策定にあたっての基本認識 (答申：4ページ～)</p>	<p>(3) 基本方針策定の必要性</p>	<p>1. 新たな差別の様相について</p>	<p>※部落差別の様相が過激化するとともに、部落差別解消推進法第1条に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」とある。ネット上の差別も横行している。</p>	
		<p>2. 「差別の実態改善」から「差別の解消へ」について</p>	<p>※新たな基本方針策定が必要であることは、部落差別解消推進法第1条に「部落差別のない社会を実現する」ことが取組みの目標として設定されており、部落差別の根本的な解決の段階へ進み始めたことである。</p>	
		<p>3. 地方自治の真価の発揮について</p>	<p>※新たな基本方針策定が必要であることは、部落差別解消推進法第3条に「部落差別の解消に関する施策」の展開にあたって「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」とあり、これからの取組みにおける地方自治体の独自性、主体性が求められていることである。</p>	
	<p>(4) 第6次総合計画と基本方針</p>		<p>※本方針は、八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」には、「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」が謳われており、基本方針は同プランと連動している。</p>	

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 3 > 基本方針策定にあたっての基本認識</p>	<p>(5) 用語の定義</p>	<p>1. 同和問題（部落差別）</p>	<p>部落差別と同義である。わが国固有の人権問題である。</p>	
		<p>2. 同和教育</p>	<p>※「部落差別を中心にあらゆる差別をなくすための教育」と位置付ける。人権教育という概念とはちがう独自のもの。</p>	
		<p>3. 同和行政</p>	<p>※部落差別の解消を目的として実施される行政であり、部落解放行政とも呼ばれ、部落差別が現存する限り積極的に推進されなければならない。</p>	
		<p>4. 同和地区</p>	<p>※部落差別の対象とされてきた地区とされ、部落、被差別部落とも呼ばれる。 特別措置としての同和対策事業を実施してきた同和地区はなくなったことを意味するものではない。</p>	
		<p>5. 同和対策事業対象地域</p>	<p>※1969年に制定された同和対策事業特別措置法に基づき同和対策事業を実施した対象地域のこと。「地区指定」とも呼ばれている。</p>	
		<p>6. 部落出身者・同和地区出身者・同和地区住民</p>	<p>※部落出身者とは部落差別の対象とされる可能性のある人々、同和地区出身者も同義のものとして用いられている。同和地区住民を部落問題における当事者集団と捉え、同和対策事業や実態調査がなされた。</p>	

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C 	
<p>< 4 > 八尾市における部落問題の現状 (答申：11ページ～20ページ)</p>	<p>(1) 八尾市が把握・認知している部落差別事象</p>	<p>1. 八尾市認知の部落差別事象の件数と種類</p>	<p>※2010年度から10年間で69件、うち36件が部落差別に関する事象である。</p>		
		<p>2. 氷山の一角</p>	<p>※市内同和地区住民で直接差別を受けたことがある人は全体の30.4%に上る。</p>		
		<p>3. 近年の主な部落差別事象</p>	<p>※「市営住宅に差別文書を大量投函」など、審議会に報告されている事象は計7件。</p>		
	<p>(2) 同和地区の生活実態</p>	<p>1. 人口構造</p>	<p>※両地区は、八尾市全体に比べて明らかに少子化、高齢化が進んでいる。</p>		
		<p>2. 世帯類型</p>	<p>※地域の高齢化が高齢者世帯の割合を増加させている。単身高齢者世帯が急増している。</p>		
		<p>3. 住民税の課税状況</p>	<p>※両地区とも非課税人口割合が6割を超えている。所得割課税人口は八尾市全体に比べ低い。両地区とも低い所得状況がうかがえる。</p>		
		<p>4. 生活保護の世帯割合</p>	<p>※両地区の生活保護受給の世帯割合は高い。八尾市全体から見ても数倍に及んでいる。</p>		
		<p>5. 要介護認定の状況</p>	<p>※介護保険認定率が著しく低い。読み書きが不得手な高齢者にとって介護保険制度が理解しにくいこと、認定されてもサービスを受ける際の自己負担があることで利用をためらわせていると分析した。</p>		
		<p>6. 市営住宅入居者の所得</p>	<p>※市営住宅の中で、両地区の入居者における低所得の状況は明らかで、八尾市全体に比べて両地区の市営住宅入居者の所得は低い。</p>		

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C 	
<p>< 4 > 八尾市における部落問題の現状 (答申：11ページ～20ページ)</p>	<p>(3) 市民意識調査の結果</p>	<p>1. 同和地区住民に対する意識調査について</p>	<p>※同和地区住民を対象にした「人権についての市民意識調査(2010年)」では、「今でも同和地区出身者への差別がある」と回答した住民が半数以上を占め、そのうちの約4割が「就職時に不利になることがある」とし、また、約5割が「結婚に際し反対されることがある」としている。</p>		
		<p>2. 市民を対象にした意識調査について</p>	<p>※「人権についての市民意識調査」では「同和問題(部落差別)についてあなたが特に問題だと思うこと」についての設問で、「インターネットなどを利用してデマや差別的な情報を掲載すること」が最も割合が高く、急速に増えている傾向である。部落差別解消推進法の成立のきっかけにもなっており、対応が求められている。</p>		
		<p>3. 2010(平成22)年大阪府民を対象にした意識調査について</p>	<p>※大阪府民の約7割が同和地区や同和地区の人に対する差別意識が今も残っていると考えている。 同和問題に対し、正しい理解を得られるよう努めることが課題である。 「同和地区と周辺地域の人びとが交流を深め、協働して『まちづくり』を進めること」や「学校教育・社会教育を通じて差別意識をなくし、人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」ことが重要である。</p>		

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 5 > 部落差別の解消をめざす相談体制の充実 項目（答申21ページ～）</p>	(1) 相談活動の現状		<p>※部落差別を受けた被害者のほとんどが、市の相談事業や人権救済機関を認知していないことも伺える。</p>	<p style="font-size: 2em;">A</p>
	(2) 相談の機能	<p>1. 相談を通じた実態把握について</p> <p>※相談活動は、差別解消に向けた取組みの基礎である。部落差別の実態把握を正確に行うために、相談がはたす役割は非常に大きい。相談活動は実態把握の現場であり相談体制の充実と分析作業が実態把握の出発点である。</p>	<p>※相談活動は被害者の救済及び加害者と直接向き合う場面でもあり差別解消の最前線である。</p> <p>①（施策、事業名） <u>差別のない社会づくりの推進事業</u> （事業概要） 人権擁護委員による相談、人権侵害に関する特設法律相談、インターネットモニタリング調査の実施</p>	
		<p>2. 問題解決・救済について</p>	<p>②（施策、事業名） <u>桂、安中人権コミュニティセンター相談事業</u> （事業概要） 市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。</p>	
		<p>3. ネットワークの構築について</p>	<p>（計画での位置付け） 八尾市立人権コミュニティセンター条例</p>	
		<p>4. 政策提案について</p>	<p>③（施策、事業名） <u>多機関連携ネットワーク推進事業</u> （事業概要） 制度や組織に縛られない、国が示す「断らない相談支援」を実現するために、介護、障がい、子育て、生活困窮などの複雑化・複合化した課題を抱えた世帯を関係機関で連携して支えるしくみづくりを行う。また、生活困窮者をはじめとする地域で福祉課題を抱える人や世帯に対してアウトリーチを通じた継続的支援を福祉生活相談支援員が実施する。</p>	
	(3) 隣保館活動の再評価と活性化 基本事業として地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う	<p>1. 支援方策検討会について</p>		
		<p>2. 生活困窮者支援事業のモデルになったことについて</p>		
		<p>3. 人員の拡充と専門性の強化について</p>		
	(4) 相談活動の抜本的強化に向けて	<p>1. 丸ごと受け止める総合相談について</p>		
		<p>2. 問題解決ネットワークの活用について</p>		

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 5 > 部落差別の解消をめざす相談体制の充実 項目（答申21ページ～）</p>	<p>（4）相談活動の抜本的強化に向けて</p>	<p>3. アウトリーチ活動</p>	<p>④（施策、事業名）重層的支援体制整備事業 （事業概要） 既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。</p>	<p>A</p>
		<p>4. 相談員の資質向上について</p>	<p>⑤（施策、事業名）地域就労支援コーディネーター業務 （事業概要） 身体的機能、年齢、性別、家族構成、出身地、社会的少数派、制度の狭間にあること等により、就労が阻害されている方々を支援する「地域就労支援事業」の中核を担う。</p> <p>⑥（施策、事業名）パーソナル・サポート事業業務 （事業概要） 日常的自立・社会的自立・経済的自立を希望しながらその実現を阻害する問題を抱えている方々を支援する。</p>	

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
< 6 > 部落差別の解消をめ ざす教育・啓発活動の推進 (答申24ページ～)	(1) 人権教育をめぐる国内外 の動向		※2000年に「人権教育・啓発推進法」が制定、2002年「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定される。2003年からは「人権教育の在り方等に関する調査研究会議」の設置が進められてきた。	/
	(2) 八尾市における人権・同和教育の経過と課題	部落差別解消推進法第5条「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、 <u>地域の実情に応じ</u> 部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」とあり「 <u>地域の実情に応じて</u> 」これを具体化することが求められている。 ①部落差別解消条例の制定等を研究し、その中に教育の取組みを位置づけることについて ②教育委員会として部落差別をなくすという明確な目標と方針を示すことについて ③部落差別をなくすためにもさまざまな人権課題やSDGsとを関連付けた教育を推進することについて ④それぞれの学校で何をすればよいのか、具体的にわかりやすい支援を行うことについて ⑤すべてのキャリアステージの教職員研修に部落問題学習を位置づけることについて	①・・部落差別解消条例の制定については、現時点で予定はないが、国や他市の状況等を注視するとともにその解消に向けてより実効性のある取り組み等を研究していく。 ②・・国内の個別的な人権課題について、解決を図るための教育実践を学校が展開していけるように学校への指導ならびに支援を充実させていく。その中で、部落差別の解消に向けた教育実践を学校が展開していけるようにすることを重点的な取組みの一つとして位置づけ、推進していく。 ③・・差別解消のための教育の推進を含めて人権教育を推進する手引きとして「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」を活用し、学校における人権教育実践への指導や支援を行っている。また、第3次とりまとめ策定後、個別的な人権課題に関する立法措置が相次ぐなど、学校や人権を取り巻く情勢が大きく変化することを受けてまとめられた「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕策定以降の補足資料」も併せて、本市各学校における人権教育を推進する手引きとして活用し、人々の意識や社会情勢の変化に伴う課題に対し、各学校における人権教育実践への指導や支援を行っていく。 ④⑤・・人権教育研修事業により、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する各種研修を行っている。とりわけ、教職経験の少ない教職員への人権教育の研修機会を充実させることを通して、児童生徒に対する人権教育の取組みを一層充実させていく。 また、学校や保護者、地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プログラムの開発や人権学習関係資料等の整備を行っていく。	

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 6 > 部落差別の解消をめざす教育・啓発活動の推進 (答申24ページ～)</p>	<p>(2) 八尾市における人権・同和教育の経過と課題</p>	<p>⑥教育委員会内に人権教育部会を設置し、毎年実態や取り組みについて議論することについて ⑦進捗を毎年評価し、事後の目標や計画に結びつけることについて</p>	<p>⑥・・・現在は、教育委員会内において、所属長会にて、人権教育に関する内容を横断的に議論している。 ⑦・・・部落問題学習の現状把握については、これまでに「同和教育に係る状況調査」を実施し、「実施学年」「実施時間数」「活用した教材等（教材名等）」「実施した内容」について各校の状況を把握し、今後の充実に向けた研修計画や指導カリキュラムづくり等の参考資料としている。今後も定期的に現状把握に努めていく。また、個別的な人権課題の解決を図るための教育実践状況や実践事例について交流し、今後の実践に活かすことができるように、人権教育実践交流会等を開催している。こうした場を、部落問題学習の実践交流の場として役立てながら、実践内容や課題等を把握する場としても活用していく。</p>	<p>⑥C ⑦A</p>

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 6 > 部落差別の解消をめざす教育・啓発活動の推進 (答申24ページ～)</p>	<p>(3) 全体に関わる取組み (学校教育と社会教育の両方にまたがる具体的な課題)</p>	<p>① (仮称) 「部落差別解消教育を推進する八尾市宣言」、(仮称) 「部落問題についての学習推進計画」の策定検討について</p>	<p>(仮称) 「部落差別解消教育を推進する八尾市宣言」の宣言は、現時点では予定していない。また、宣言を具体化するための(仮称) 「部落問題についての学習推進計画」についても、現時点では予定していない。</p>	C
		<p>② (仮称) 「人権センター」を設け、部落差別をなくす教育に取り組む拠点としても位置づけることについて</p>	<p>人権に関わる情報発信・教育啓発を行う、人権教育・啓発センター機能の充実を図っていく。</p>	B
		<p>③ 部落差別解消推進法の精神と方針を周知する(教職員の研修資料など)</p>	<p>(再掲 <6> (2) ④⑤) 人権教育研修事業により、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する各種研修を行っている。とりわけ、教職経験の少ない教職員への人権教育の研修機会を充実させることを通して、児童生徒に対する人権教育の取組みを一層充実させていく。また、学校や保護者、地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プログラムの開発や人権学習関係資料等の整備を行っていく。</p>	A
		<p>④ 教材開発・実践普及・指導者養成の三位一体のシステムの構築について</p>	<p>現在、教職員や関係者、被差別当事者の協力を得ながら、部落問題学習カリキュラムならび教材、指導案等の研究開発を行っている。今後もこの取組みを継続し、すべての学校が統一して活用できるものとなるよう検討していく。</p>	A

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
< 6 > 部落差別の解消をめ ざす教育・啓発活動の推進 (答申24ページ～)	(4) 学校教育に関わる取り組み	1. 部落問題学習の現状把握と(仮称)「部落問題に ついての学習推進計画」の策定検討について	部落問題についての学習推進計画については、様々な個別な 人権課題について学ぶ学習計画と併せて、各校が、人権教育推 進計画の中に位置づけ、策定できるようにしていくことを検討 していく。	B
		2. 全学校園で活用する「部落問題学習教材」の作成に ついて	(再掲 <6> (3) ④) 現在、教職員や関係者、被差別当事者 の協力を得ながら、部落問題学習カリキュラムならび教材、指 導案等の研究開発を行っている。今後もこの取り組みを継続 し、すべての学校が統一して活用できるものとなるよう検討し ていく。	A
		3. 作成した教材の全教職員への配布について		
		4. 部落問題学習を推進するための教職員研修について	(再掲 <6> (2) ④⑤) 人権教育研修事業により、教職員の 人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する 各種研修を行っている。とりわけ、教職経験の少ない教職員へ の人権教育の研修機会を充実させることを通して、児童生徒に 対する人権教育の取組みを一層充実させていく。また、学校や 保護者、地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プ ログラムの開発や人権学習関係資料等の整備を行っていく。	A

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 6 > 部落差別の解消をめざす教育・啓発活動の推進 (答申24ページ～)</p>	<p>(5) 市民啓発に関わる取り組み</p>	<p>1. あらゆる機会における部落問題学習（研修）について</p>	<p>①（施策、事業名） 人権尊重の社会づくり推進事業 （事業概要） 人権主体者研修の開催、職員研修・職場研修の実施、人権週間街頭啓発の実施</p>	A
		<p>2. 特定職業従事者に対する部落問題学習（研修）について</p>	<p>②（施策、事業名） 人権啓発推進事業 （事業概要） 人権啓発セミナーの開催、(一財)八尾市人権協会への業務委託・助成、人権啓発推進協議会活動の促進及び支援、地区人権研修の実施、人権週間街頭啓発の実施。</p>	A
	<p>(6) 部落差別解消推進法の周知徹底</p>	<p>社会を構成するすべての市民的課題として</p>	<p>(計画での位置付け) 第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）には、同和問題（部落差別）について、本市における取り組みや同和問題（部落差別）を取り巻く課題について記載し、課題解決に向けて、</p>	A
	<p>(7) 部落問題学習（研修）を効果的に推進するために</p>	<p>1. 当事者を中心に据えた部落問題学習について</p>	<p>学校園・職場・地域などあらゆる場での人権教育・啓発推進の取り組みを記載、また、総合的かつ効果的な推進体制や進行管理と評価の実施についても記載している。</p>	A
		<p>2. 体験・聞き取り・展示スペースの設置について</p>	<p>(7) 世界人権宣言パネル展の開催</p>	A

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 7 > 部落差別の解消をめざす実態調査の実施 (答申：31ページ～)</p>	(1) 実態把握の重要性	1. 地方公共団体の責務としての実態調査について ※部落問題の実態を正確に把握する取組みが必要である。		C
		2. 当事者調査と個人情報について ※今後も旧同和対策事業対象地域を「同和地区」と読み替え、実態調査の対象とすることが歴史的経緯からも最も自然であり適切である。		C
	(2) 必須としての当事者調査	1. 当事者不在で進められてきた実態把握について ※国による実態調査に欠落している「当事者調査」の視点を重視した実態把握を、部落差別解消行政の最前線として八尾市が実施し、発信していくことが求められる。		C
		2. 部落の実態を把握する枠組みについて ※差別事象が発生していることを丁寧に分析すること、部落差別を再生産するシステムとして機能している戸籍制度や釣書交換などの慣習を範疇に収め、部落差別の全体像を多角的に捉え直すことが重要である。		C
	(3) 求められる具体的な実態調査	①差別事件調査 ※部落差別に関する相談窓口機能の充実に資するものとして実施することが求められる。	差別事象対応マニュアルを改定し、人権担当者を通じて全職員に周知するとともに、事象発生時には迅速に対応している。	A
		②市民に対する人権意識調査 ※日常生活の中で部落問題に関するうわさや見聞などの経験等も含め、把握することが重要である。	・(施策、事業名)人権に関する定期的な調査の実施 (事業概要) 5年に1回、「人権についての市民意識調査」等を実施し、市民や人権課題の当事者意識の把握に努める。次回、令和6年度に実施予定。	A

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 7 > 部落差別の解消をめざす実態調査の実施 (答申：31ページ～)</p>	<p>(3) 求められる具体的な実態調査</p>	<p>③同和地区住民に対する調査 1) 意識・被差別体験調査 2) 被差別体験聴き取り調査 3) 部落の生活実態調査</p>	<p>同和地区のエリアを特定することはできない。 そのエリアを確定することは、極めて困難であり、行政で線引きすることは、あってはならない。</p> <p>【部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議】 3.国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。</p>	<p>C</p>
		<p>④インターネット上の部落差別の実態把握 ※近年差別事象の多くがインターネット上で発生している。府・近隣市町と連携し、より広域で差別事象をモニタリングするシステムの構築が求められる。</p>	<p>市民からのインターネット上の差別書込み等の情報をいただき、必要に応じて削除依頼するなど、モニタリング事業を実施している。</p>	<p>A</p>

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
< 8 > 部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり (答申：34ページ～)	(1) 部落差別の解消をめざす一般施策の活用・改革・創造を	※同和行政が持つ先駆性を一般施策に活かしながら、実態に即した部落解放行政の推進が求められる。 相談事業や実態調査などによって明らかとなった差別の実態を解決するため当事者参加のもと(仮称)「一般施策活用推進計画」の策定が求められる。	答申を受け、その具体化に向けて種々手法があると考えており、市としては、答申の内容を十分理解したうえで、現在の「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」(以下、「プラン」という。)等で位置づけられており具体化できる取り組みを実施するとともに、今後プランの改定時及び関係部局が連携しながら、各分野での施策の中で、新たに位置づける取り組み等を検討していきたいと考えております。	C
	(2) 「部落の課題」から「市民の人権課題」へ	※社会の矛盾や課題そのものを解決する「社会変革」を通じてこそ、部落差別に実態も根本的解決へとたどり着く道筋が見え、部落と市民がスクラムを組んで人権が確立された社会の建設とともに前進することが求められる		
	(3) 同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進	1. 住宅・住環境の整備について	1 (施策、事業名) 八尾市宮西郡住宅(14号館～18号館)建替事業 (事業概要) PFI手法による西郡住宅14号館～18号館の集約建替えにあたり、西郡地域全体を含めた居住環境の向上や良好な地域コミュニティの形成を目的に、少子高齢化に伴うコミュニティ課題の解消に向け、多世代が住まう多様な住宅供給が出来る計画としている。 (計画での位置付け) 集約建替え、非現地建替え	A
	2. 生活福祉について		A	

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 8 > 部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり (答申：34ページ～)</p>	<p>(3) 同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進</p>	<p>3. 労働と所得について</p>	<p>2 (施策、事業名) 地域福祉推進基金活用事業 (事業概要) 地域福祉推進基金を活用して、市民グループ、NPO等から地域福祉推進のための活動提案を募集し、活動に対して助成することで、住民福祉活動の促進及び住民団体同士のネットワークの構築を図る。</p>	<p style="text-align: center;">A</p>
		<p>4. 学力保障と社会性の獲得について</p>	<p>3 (施策、事業名) 地域就労支援事業 (事業概要) 働く意欲がありながら、様々な理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、就労に向けた支援を実施する。 (計画での位置付け) 第3次八尾市地域就労支援基本計画</p> <p>5 (施策、事業名) 社会教育事業【識字・日本語教室の開催】 (事業概要) ・目的：差別貧困等による理由で学習機会が制約された「よみ・かき・ことば」を必要とする市民を対象とした「識字教室」、中国帰国者等の日本語を学ぶ場としての「日本語教室」を開催し、生涯学習の土台となる力の向上を図る。 ・事業の状況：〔識字教室〕西郡よみかき教室、安中よみかき教室を毎週木曜日に桂及び安中人権コミュニティセンターで開催している。 〔日本語教室〕高砂日本語教室 毎週土曜日に桂人権コミュニティセンターで実施している。 (計画での位置付け) 教育振興基本計画の「基本方針3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます」のなかで、『人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現』に向けた施策の方向性として、『識字教室や日本語教室事業の役割が</p>	
		<p>5. 識字・日本語教育活動の充実について</p>	<p>教育振興基本計画の「基本方針3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます」のなかで、『人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現』に向けた施策の方向性として、『識字教室や日本語教室事業の役割が</p>	<p style="text-align: center;">A</p>

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 8 > 部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり (答申：34ページ～)</p>	<p>(3) 同和地区住民の生活の安定と社会的・経済的自立の推進</p>	<p>6. 地区内外の住民交流とコミュニティづくりについて 地区外から人の往来が増えるまちづくりの取組みの充実と外国人にルーツを持つ市民コミュニティとのつながりを育むことが求められる</p>	<p>高まる中、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民への継続的な学習の場を提供する。 (課題) 〔識字教室〕 ・生徒の高齢化に伴う教室への参加率低下と生徒数の減少。 ・開催場所、時間帯の見直しも含めた実施形態の検討、日本語学習のニーズを把握し、必要性について検討が必要である。 〔日本語教室〕 ・講師の立場に有償講師とボランティア講師があり制度の継続に向けた検討が必要である。 ・講師の実質的代表者に負担がかかっており、運営の手法等の検討が必要である。</p>	A
		<p>7. 隣保館活動の活性化 ※部落内外の住民が交流する仕組みづくりを推進することが求められる</p>	<p>6 (事業名) 多文化共生推進事業 外国人支援事業として(公財)八尾市国際交流センターを中心とした外国人相談事業として外国人にとっての身近な相談窓口を展開している。</p> <p>7 (再掲< 5 > (3)②) (施策、事業名) 桂、安中人権コミュニティセンター相談事業 (事業概要) 市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。 (計画での位置付け) 八尾市立人権コミュニティセンター条例</p>	
		<p>8. 住民参加によるまちづくりについて ※「わがまち推進計画」に描かれたまちづくりの具体化に向け庁内推進体制を整備し取り組む</p>		B

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 9 > 国・大阪府への働きかけ (答申：36ページ～)</p>	<p>(1) 差別の禁止と人権侵害被害者救済制度の確立に向けた国への要望について</p>	<p>令和6年度人権施策並びに予算に関する要望書（案） 【法務省】関係部分抜粋</p> <p><u>①人権救済に関する法制度の確立について</u></p>		A
	<p>(2) 広域で取り組み課題等に関する大阪府への要望について</p>	<p>・児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや配偶者等への暴力等のほか、インターネットを悪用した、いわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生している。また平成28年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総監の原典」と題し同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。</p> <p><u>②「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について</u></p> <p>・「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、地方公共団体が施策を実施するために必要な財政措置を講じてください。</p>		A

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
< 10 > 本方針の具体化のために (答申：37ページ～)		1. 条例による部落差別解消推進法の充実をめざすことについて ※相談活動の充実や教育・啓発の強化とともに、実態調査の実施、部落差別の禁止と被害者救済措置を明記した、部落差別の解消に向けた条例制定等を検討する必要がある。	2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在も部落差別が存在しており、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消するために国及び地方公共団体の責務が定められている。 市では、部落差別をはじめとする人権侵害の現状や国及び他市の状況等を注視するとともに、その解消に向けてより実効性のある取り組み等を研究していく必要があるものと考えているが、「部落差別解消推進条例」の制定については、現時点では予定していない。	C
		2. 関係機関・当事者団体・人権団体との連携・協働について ※部落差別解消に向けた取り組みの経験と知識を有し、当事者に寄り添った取り組みとともに推進するため、当事者団体と連携し、また（一財）八尾市人権協会や八尾市企業人権協議会と連携し推進することが重要である。	（一財）八尾市人権協会、八尾市人権啓発推進協議会への委託、八尾市企業人権協議会、世界人権宣言八尾市実行委員会などとの連携	A
		3. 基本計画、実施計画の策定について ※部落差別解消推進基本方針の理念を踏まえた具体的な取り組みを定める「部落差別の解消に向けた計画」の策定が求められる。	(再掲< 8 >(1)) 答申を受け、その具体化に向けて種々手法があると考えており、市としては、答申の内容を十分理解したうえで、現在の「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」(以下、「プラン」という。)等で位置づけられており具体化できる取り組みを実施するとともに、今後プランの改定時及び関係部局が連携しながら、各分野での施策の中で、新たに位置づける取り組み等を検討していきたいと考えております。	C
		4. 推進体制の整備、進行管理、具体化検証会議の設置について ※部落差別解消推進基本方針の理念を具体化し施策として整備・実現するため担当部局の整備と窓口の明確化を図ることが求められる。また教育委員会も含め庁内横断的な推進組織の整備と連絡調整機関としての役割も明確にされなければならない。	人権施策推進本部会議を定期的開催し、人権が尊重される社会の実現に向けた施策について、連絡調整を行い、総合的かつ効果的な推進を図っている。	A

章	大項目	小項目	現状の方向性・継続事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中：A ・要検討：B ・既存業務にて対応：C
<p>< 1 1 > おわりに一連帯・共生のまちづくりと差別のない市民社会をめざして (答申：38ページ～)</p>		<p>※同法律の目的を達成するためには、国はさらに差別行為を禁止する法律を制定し、救済措置を伴う国内人権機関を設置する必要性が高まっている。複数の府県市町村が部落差別解消推進を目的とする条例を新たに制定している。また他の市町村でも従来の人権条例を改正し実態調査等を行いながら課題を整理し今後に臨もうとしている。</p> <p>※八尾市においても新たな条例制定や人権尊重の社会づくり条例の改正も引き続き検討すべき課題である。</p> <p>※部落差別解消推進法に則り「地域の実情に応じて」事業を展開するため様々な意識調査や実態調査を行い、その結果も踏まえつつ事業を推進する必要がある。</p>	<p>2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在も部落差別が存在しており、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消するために国及び地方公共団体の責務が定められている。</p> <p>市では、部落差別をはじめとする人権侵害の現状や国及び他市の状況等を注視するとともに、その解消に向けてより実効性のある取り組み等を研究していく必要があるものと考えているが、「部落差別解消推進条例」の制定については、現時点では予定していない。</p>	<p>C</p>